



2024年6月4日

各 位

会社名 日本ライフライン株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木啓介
(コード番号：7575 東証プライム市場)
問合せ先 取締役経営管理統括部長江川毅芳
(TEL. 03-6711-5200)

自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了
並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2024年5月1日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2024年5月2日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2024年6月3日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。また、本公開買付けの終了をもって、2024年5月1日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了しました。

なお、本公開買付けの決済の開始日である2024年6月25日をもって、当社の主要株主である筆頭株主に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

日本ライフライン株式会社 東京都品川区東品川二丁目2番20号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2024年5月2日（木曜日）から2024年6月3日（月曜日）まで（21営業日）

② 公開買付開始公告日

2024年5月2日（木曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,045円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日
2024 年 6 月 25 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますよう お願い申し上げます。

(i).個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ)応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第38項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村證券株式会社で

あるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ)応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii).法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないうこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	5,500,000 株	-株	5,000,100 株	5,000,100 株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日本ライフライン株式会社 東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類
普通株式

(2) 取得した株式の総数
5,000,100 株

(注) 発行済株式総数に対する割合 6.60%（小数点以下第三位を四捨五入）

(3) 取得価格の総額

5,225,104,500 円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間

2024年5月2日（木曜日）から2024年6月3日（月曜日）まで

(5) 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2024年5月1日開催の取締役会の決議による会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する2024年5月1日の取締役会決議の内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得する株式の総数

5,500,100株（上限）

（注）発行済株式総数に対する割合7.26%（小数点以下第三位を四捨五入）

③ 取得価格の総額

5,747,604,500円（上限）

④ 取得する期間

2024年5月2日（木曜日）から2024年6月28日（金曜日）まで

Ⅲ. 主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

当社は、2024年5月2日から2024年6月3日までを公開買付け期間とする本公開買付けを実施していましたが、当社の主要株主である筆頭株主のエムティ商会株式会社（以下「エムティ商会」といいます。）からその所有する当社の普通株式の一部である5,000,000株について応募があり、当社は、当該応募株券等の全てを取得することとなりました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済の開始日である2024年6月25日付で、当社の総株主の議決権に対するエムティ商会の所有する議決権の数の割合が10%未満となるため、エムティ商会は当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、KS商事株式会社为主要株主である筆頭株主に該当することになります。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

①名	称	エムティ商会株式会社
②所	在 地	東京都港区
③代	表 者	代表取締役 増本 武司
④事	業 内 容	不動産賃貸 有価証券の投資

(2) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

①名	称	KS商事株式会社
②所	在 地	東京都品川区
③代	表 者	代表取締役 鈴木 啓介

④事業内容	有価証券の保有および管理
-------	--------------

3. 当該株主の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) エムティ商会

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2024年3月31日時点)	98,608 個 (9,860,800 株)	13.13%	1 位
異動後	48,608 個 (4,860,800 株)	6.94%	4 位

(2) K S 商事株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2024年3月31日時点)	88,641 個 (8,864,100 株)	11.81%	2 位
異動後	90,671 個 (9,067,100 株)	12.94%	1 位

(注1) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2024年3月31日現在の議決権の数（750,776 個）を分母として算出しております。

(注2) 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2024年3月31日現在の議決権の数（750,776 個）から、本公開買付けにより当社が取得する当社普通株式（5,000,100 株）に係る議決権の数（50,001 個）を控除した数（700,775 個）を分母として算出しております。

(注3) 総株主の議決権数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

2024年6月25日（本公開買付けの決済の開始日）

5. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主の異動による2025年3月期連結業績に与える影響はありません。

以 上